

公告第210号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第2項で準用する同法第7条の15第1項の規定により、福島県知事から県中都市計画郡山駅前一丁目第二地区第一種市街地再開発事業に係る図書の送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月22日

郡山市長 品川 万里

1 縦覧場所

郡山市都市整備部都市政策課

2 縦覧期間

令和4年7月22日から都市再開発法第100条第2項又は第124条の2第3項の規定による公告の日まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く）

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧図書

施行地区及び設計の概要